

令和2年度 助成団体募集

千葉県地域貢献活動センター 助成事業



応募資格

千葉県内で、営利を目的としない下図のような地域で貢献活動を行っている団体や支部であれば応募できます。（ただし、千葉県建築士会会員（継続して3年以上士会に在籍）が2名以上参画している場合に限りません。）市民を含む支部活動も助成対象となっています。

1. 助成対象事業：

地域の活性化 私達の地域を見直し、自分たちの力で地域ならではの特産物や産業を“まちづくり”に活かした活動です。	歴史的遺産の再生と活用 歴史のある「街並み・伝統的建造物」を地域の特色としてとらえ、歴史を“まちづくり”に活かした活動です。	景観の保全・整備 地域に適したデザインの調査・研究や提案を通じて、地域の景観を“まちづくり”に活かした活動です。
居住環境の保全・整備 住居のリフォームや耐震化・居住問題など、建築の専門知識を地域のために活かした活動です。	(地域貢献活動)	自然環境の保全・整備 自然環境の改善に役立てると共に、私たちの暮らしている地域の環境共生を“まちづくり”に活かした活動です。
生活環境の整備 ユニバーサルデザイン・バリアフリー等を基軸に、調査研究や提案を“まちづくり”に活かした活動です。	地域防災のまちづくり 「備えあれば憂いなし」という諺があるように、災害に備えて安全を考える “まちづくり”活動です。	その他 安全で暮らしやすい街にしておくための、地域交流を目的とした“まちづくり”活動です。

- 助成内容：1件の助成の限度額 15万円（継続は3年を限度とする）
助成成率は2/3を上限とします。
- 助成の申請：地域づくりや、まちづくりの活動グループの代表が申請します。代表者は必ずしも建築士でなくても構いません。（支部の場合は、支部長が申請）
- 助成期間：継続的事業 令和2年4月1日から3年以内
- 申請書類：助成を申請する団体や支部は所定の申請書（事業の計画や収支予算書等）を添えて千葉県建築士会（活動センター）へ提出してください。
 - 助成申請書・収支予算書
 - 活動者全員の名簿
 - 組織図
 - 団体の規約・定款等なお所定の申請書類はダウンロードができます。 [ダウンロードこちら \(①、③\)](#)
- 助成額の決定：助成の審査は、千葉県地域貢献活動センターが行い、交付決定後申請者に通知します（2～3ヶ月後）。翌年度4月1日以降正式に決定通知します。
- 助成金の請求：助成金交付決定通知を受けた活動団体は、千葉県建築士会（活動センター）に助成金交付申請書を提出していただきます。
- 事業報告：助成対象団体は、年度の事業完了後に所定の報告書を事務局へ提出していただきます。（※活動完了報告：3月15日までに提出していただきます。）
 - 事業完了報告書・収支決算書
 - 地域貢献活動事例報告書※提出書類は、別にデータにてお送りください。
なお所定の申請書類はダウンロードができます。 [ダウンロードこちら \(⑤、⑥\)](#)
- 活動報告：活動発表会（「建築士の日」等）にて活動報告をお願いします。

申込受付期間 令和元年7月1日(月)～9月30日(月) 必着

申込提出先 (一社)千葉県建築士会内 千葉県地域貢献活動センター
〒260-0013 千葉市中央区中央 4-8-5 建築会館 4F
TEL 043-202-2100 FAX 043-202-2101